平成11年(行ケ)第102号 審決取消請求事件 平成14年9月26日口頭弁論終結

判 マツダ株式会社 訴訟代理人弁護士 尾 松吉大竹 和 彦昭 \blacksquare 同 和 文英 塚 訴訟代理人弁理士 内 人 同 孝 島 喜 同 西 須 同 田 トヨタ自動車株式会社 被 訴訟代理人弁理士 渡 辺 丈茂 夫 雄 林 小 主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は、原告の負担とする。 事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
 - 1 原告

特許庁が平成10年審判第35035号事件について平成11年3月2日に した審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

主文と同旨

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「自動変速機の制御装置」とする特許第1928400号(昭和61年6月10日特許出願(以下「本件出願」という。)、平成7年5月12日登録。以下「本件特許」といい、本件特許に係る発明を「本件発明」という。)の特許権者である。被告は、本件特許を無効とすることについて審判を請求した。特許庁は、これを平成10年審判第35035号事件として審理し、その結果、平成11年3月2日、「特許第1928400号発明の特許を無効とする。」との審決をし、同月11日にその謄本を原告に送達した。

2 特許請求の範囲

「車両の走行状態を検出する走行状態検出手段と、該走行状態検出手段で検出した車両の走行状態に応じて自動変速機の変速段を制御する制御手段とを備えるとともに、車両の走行を誘導するための道路情報を予め記憶するナビゲーション装置と、車両の現在位置を検出する現在位置検出手段と、該現在位置検出手段の出力を受け、車両の現在位置の周囲に関する上記ナビゲーション装置の道路情報に応じて上記制御手段による自動変速機の制御パターンを変更する変更手段とを備えたことを特徴とする自動変速機の制御装置。」

3 審決の理由

別紙審決書の理由の写しのとおりである。要するに、本件発明は、その出願前に頒布された刊行物である、特開昭60-146948号公報(甲第3号証。以下「刊行物1」という。)、特開昭53-137376号公報(甲第4号証。以下「刊行物2」という。)、特開昭60-169330号公報(甲第5号証。以下「刊行物3」という。)、特開昭53-35866号公報(甲第7号証。以下「刊行物5」という。)、特開昭53-35866号公報(甲第7号証。以下「刊行物5」という。)に記載された各発明(以下「刊行物1発明」、「刊行物2発明」などという。)に記載された各発明(以下「刊行物1発明」、「刊行物2発明」などという。)に記載された各発明(以下「刊行物1発明」、「刊行物2発明」などという。)に記載された各発明(以下「刊行物1発明」、「刊行物2発明」などという。)に記載された各発明(以下「刊行物1発明」、「刊行物2発明」などとのである。)から容易に発明をすることができたものである。第3 原告主張の審決取消事由の要点

審決の理由中,「Ⅰ. 手続の経緯」, 「Ⅱ. 請求人及び被請求人の主張」 (審決書2頁3行~9頁11行) は認める。

「Ⅲ. 当審の判断」(審決書9頁12行~34頁末行)のうち,「1. 本件発明」(審決書9頁13行~14頁下から2行)は認める。「2. 甲第1号証ないし甲第8号証に記載された技術的事項及び発明」の「(1)甲第1号証ないし甲第5号

証に記載された技術的事項及び発明」(審決書15頁2行~18頁2行)のうち、審決書15頁4行ないし17頁7行は認め、17頁8行ないし18頁2行は争う。「(2)甲第6号証に記載された技術的事項及び発明」(審決書18頁3行~23頁下から3行)のうち、18頁4行ないし21頁17行は認め、21頁18行ないし23頁18行は争う。「(3)甲第7号証に記載された技術的事項」及び「(4)甲第8号証に記載された技術的事項」(審決書23頁下から2行~24頁8行)は認める。「3.本件発明と公知発明A、甲第6号証発明との対比」、「4.公知発明Aへの甲第6号証発明の適用について」及び「5.むすび」(審決書24頁9行~34頁末行)は争う。

末行)は争う。 審決は、本件発明の進歩性の有無の判断に当たり、誤って、本件出願前に公知のものとして存在していたとはとはいえない「公知発明A」を創作・認定し(取消事由1)、本件発明と公知発明Aとの相違点についての検討において、本件発明の認定あるいは刊行物6発明の認定を誤ることにより相違点についての判断を誤った(取消事由2)ものであり、これらの誤りが、それぞれ審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、違法なものとして、取り消されるべきである。

1 取消事由1(「公知発明A」の創作)

審決は、特開昭60-146948号公報(刊行物1、甲第3号証)、特開昭53-1376号公報(刊行物2、甲第4号証)、特開昭60-169330号公報(刊行物3、甲第5号証)、特開昭61-99748号公報(刊行物4、甲第6号証)、及び特開昭53-35866号公報(刊行物5、甲第7号証)の開示内容に基づいて、「本件発明の出願前に次のような発明(以下、「公知発明A」という。)が公知であると認めることができる。 〈公知発明A〉 車両の走行状態にを検出する走行状態検出手段で検出した車両の走行状態に応じて自動変速機の変速段を制御する制御手段とを備えるとともに、 車両の現在位置の道路状況を検出するセンサ又は他の目的のセンサ等と、該センサ又は他の目的のセンサ等の出力を受け、車両の現在位置の道路状況に応じて上記制御手段にある自動変速機の制御パターンを変更する変更手段とを備えたことを特徴とする自動変速機の制御装置。」(審決書17頁9行~18頁2行)と認定した。しかし、審決のこの認定は誤りである。

刊行物 1 ないし 5 には、それぞれ「登坂路」(刊行物 1)、「坂路」(刊行物 2)、「曲路」(刊行物 3)、「路面摩擦係数」(刊行物 4)及び「エンジンブレーキを必要とする状態」(刊行物 5)に関する開示はあっても、そこから、上位概念である「道路状況」を引き出すことに関しては、何らの記載も示唆もない。上記各刊行物に記載されている発明は、そこに記載されている「登坂路」等に関する技術的課題を解決する手段であるにすぎず、そこには、その課題解決手段を他の種類の技術的課題に適用しようとする思想はない。

審決は、現実には存在しない「公知発明A」を、刊行物1ないし5に記載された各発明の構成を任意に取捨選択して組み合わせることにより、本件発明に不当に近づけて創作したものである。

2 取消事由2(本件発明の認定の誤りあるいは刊行物6発明の認定の誤り) 審決は、「公知発明Aと、・・・甲第6号証発明(判決注・刊行物6発明) とを示す公知文献に接した当業者であれば、公知発明Aへ甲第6号証発明を適用することは、通常着想することができるものと認められる。」(審決書31頁7行~13行)と判断した。しかし、審決のこの判断は、刊行物6発明についての誤った認定に基づくものであるから、誤りである。

(1) 刊行物 6 発明が本件発明の「車両の走行を誘導するための道路情報を予め 記憶するナビゲーション装置」を備えるとした認定の誤り

審決は、「甲第6号証(判決注・刊行物6、本訴甲第8号証)に記載の・・・「車両の走行地域の地図等の表示情報を予め格納している外部メモリ」は・・・本件発明の・・・「車両の走行を誘導するための道路情報を予め記憶するナビゲーション装置」に相当する。」(審決書21頁19行~22頁8行)と認定した。しかし、審決のこの認定は、誤りである。本件発明の構成要件である「車両の走行を誘導するための道路情報を予めた。

本件発明の構成要件である「車両の走行を誘導するための道路情報を予め記憶するナビゲーション装置」にいう、「車両の走行の誘導」とは、使用者が目的地を入力したとき、ナビゲーション装置がその目的地までの推奨できる経路を検索し、その経路を表示画面の地図上に表示して運転者にその経路に沿った走行を促すことである。

このことは、本件明細書(甲第2号証参照)の「CPU51は、現在位置

認識装置65で検出した車両の現在位置と、操作スイッチ55で設定された目的地とを含む道路情報をRAM52から読み出すと共に、車両の走行軌跡を演算記憶して、これらを上記表示制御回路67に出力して表示器66にこれら道路情報を表示する機能を有している。」(甲第2号証3頁5欄39行~44行)、「車両の目的地を操作スイッチ55で設定した後は、この目的地への走行過程で、車両の現在位置周りの地図や走行軌跡等がナビゲーション装置50の表示器66に表示されて、目的地への車両走行が簡易に誘導される。」(甲第2号証4頁7欄36行~40行)との記載から明らかである。

上記記載中の「車両の走行軌跡」とは、「現在位置」と「目的地」についての情報から演算され、記憶されるものであるから、「現在位置」から「目的地」までの経路、すなわち、車両がこれから走行すべき道筋以外のものではあり得ない。ここにいう「走行軌跡」が、車両が現在までに通ってきた道筋を意味するものであるならば、その経路は「現在位置」と「出発地」から演算されていなければならないはずである。「車両の走行軌跡」を「現在位置」と「目的地」から演算しないのであれば、「目的地」を設定する意味は全くない。

これに対し、刊行物6発明の「車両の走行地域の地図等の表示情報を予め格納している外部メモリ」は、単に現在地点の周りの地図を表示する機能を備えるのみのものであるから、本件発明のように、目的地の設定に伴い、当該目的地までの経路を検索し、決定した上で、走行の誘導を行う「走行誘導機能を備えたナビゲーション装置」に相当するものではない。

(2) 刊行物 6 発明が「車両の現在位置の周囲に関する上記ナビゲーション装置の道路情報に応じて車両の制御したい各部を予め決められた態様で制御することを特徴」とするとした認定の誤り

審決は、刊行物6発明が「現在位置検出手段の出力を受け、車両の現在位置の周囲に関する上記ナビゲーション装置の道路情報に応じて車両の制御したい各部を予め決められた態様で制御する」(審決書23頁14行~18行)ものである、と認定し、この認定を前提として「・・・車両の現在位置の周囲に関する上記ナビゲーション装置の道路情報に応じて車両の制御したい特定の個所を予め決められた態様で制御することを特徴とする車両用制御装置。」(審決書26頁12行~15行)の点で本件発明と刊行物6発明とが一致すると認定した。しかし、審決のこの認定は誤りである。

刊行物6には、「外部メモリ10に格納されている地図等の表示データ及び走行路の走行環境に応じた車両各部制御状態を指示するための制御モードデータをRAM20に転送し且つ表示部7に走行地域の地図を描出させる」(甲第8号配2頁右上欄15行~19行)、「車両の現在地に応じた各種の制御モードをRAM20より読み出し、各コントローラ50-1、50-2、50-3に出力する。」(同2頁左下欄1行~3行)と記載されている。これらの記載によれば、刊行物6発明の「外部メモリ」に記憶されているのは、「地図等の表示情報」及び「走行環境・・・に応じて車両各部を最適制御するための制御モード」であって、「車両の現在位置の周囲に関する・・・道路情報」を記憶するものではないというべきである。すなわち、刊行物6発明は、車両の現在の走行位置に対応する制御モード」に基部メモリから読み出し出力し、この現在の走行位置に対応する「制御モード」に基づいて車両各部を制御するものである。

これに対し、本件発明は、車両の現在の走行位置に対応する制御モードを記憶するものではない。本件発明においては、ナビゲーション装置による走行経路に沿った誘導の結果として得られる、車両の前方の状態をも含む「車両の現在位置の周囲に関する・・・道路情報」から、どのように自動変速段の制御パターンを変更すべきか車両走行中に判断して、それに応じて、変更手段により自動変速段の制御パターンを変更するものである。

御パターンを変更するものである。 したがって、例えば、ある道路の前方に直線道路と左にカーブする道路に分かれる分岐点がある場合に、車両が、分岐点付近に達したとき、刊行物6発明においては、車両がどちらに曲がるかについて車両自体は知るすべがないから、カーブを曲がることを予期して、変速を禁止することはできない。これに対し、本件発明では、ナビゲーション装置が、車両を誘導しているため、車両がカーブ路を選択することを、あらかじめ車両自体が認識しているから、分岐点の手前の段階で、変速を禁止することができる。

審決は、刊行物6発明の認定を誤った結果、刊行物6発明と本件発明との間に存するこのような決定的な相違点を看過している。このような相違点がある以

上,刊行物6発明と「公知発明A」とを組み合わせたからといって,本件発明に容易に想到できるはずはないのである。

_ (3) 刊行物6発明における「コントローラ」が自動変速機の制御パターンを変

更する「変更手段」ではないことについて

審決は、「甲第6号証(判決注・本訴甲第8号証)には、・・・車速コントローラが自動変速機を含むと明確に記載されていないものの、これをもって甲第6号証発明の「ナビゲーション装置」を公知発明Aに適用することを阻害する原因があるとすることができない」(審決書31頁19行~32頁3行)と判断した。しかし、審決のこの判断は誤りである。

刊行物6において、自動変速機の制御パターンを変更する「変更手段」が開示されていると解される可能性がわずかながら存することを示すのは、甲第8号証2頁左下欄9行の「車速コントローラ」という記載である。しかしながら、刊行物6に開示されているのは、自己が走行している場所の「制限速度」という「走行環境」が変わった場合に、「車速を制御する車速コントローラ」により、車両各部の制御をするということだけである。そのためには、スロットルの開閉による車速の加減速、又はブレーキによる減速が通常であり、補助的に変速機が使用されるとしても、自動変速機でもマニュアル変速機でもよいものである。したがって、この車速コントローラが、自動変速機の制御パターンを変更する「変更手段」でないことは明白である。

このように、刊行物6発明の「車速を制御する車速コントローラ」は、自動変速機の制御パターンを変更する「変更手段」ではない。「公知発明A」と刊行物6発明との間に、自動変速機ないしその制御パターンの変更という点において共通点がない以上、両者を結びつけても、本件発明は得られず、また仮に得られると仮定しても、当業者が両者を結びつける動機付けを得ることはできない。当業者は、刊行物6発明を「公知発明A」に適用することを、着想することができないのが通常である。

第4 被告の反論の要点

1 取消事由 1 (「公知発明 A」の創作) について

原告は、審決は、現実には存在しない「公知発明A」を不当に創作したものであるから、この「公知発明A」と刊行物6発明との組合わせによって、本件発明の進歩性を否定した審決は、取り消されるべきである、と主張する。

しかしながら、「公知発明A」が備えているとされる各手段に相当する機能もしくは具体的な手段は、刊行物1ないし5に記載されているのであるから、審決の認定した「公知発明A」は、本件発明の出願前に知られていたということができる。換言すれば、審決は、刊行物1ないし5のそれぞれに記載されている、本件出願前に公知となっていた発明を総括的に「公知発明A」として表現したものであり、「公知発明A」は本件発明の出願前に一つの技術思想として存在していたというべきである。

原告は、刊行物1ないし5に記載のある「登坂路」、「坂路」、「曲路」、「路面摩擦係数」及び「エンジンブレーキを必要とする状態」からその上位概念の「道路状況」を引き出すことに関して何の示唆もない、と主張する。しかし、「道路状況」という文言あるいは概念が本件発明の出願前に存在していなかったわけではなく、また、原告自身、本件明細書(甲第2号証参照)において、「本件発明」における「道路状況」として「曲路」や「路面摩擦係数」を挙げているのであるから、刊行物1ないし5に記載されている道路の状態あるいは路面の状況を「道路状況」と包括的に把握することに何ら不自然なあるい。通常の知識をもってすれば、刊行物1ないし5に記載されている道路あるいは路面の状態を「道路状況」と包括的に把握することに特別な契機を必要とするとは、到底考えられない。

- 2 取消事由2(本件発明の認定の誤りあるいは刊行物6発明の認定の誤り)に ついて
- (1) 刊行物6発明が本件発明の「車両の走行を誘導するための道路情報を予め記憶するナビゲーション装置」を備えるとした認定が誤りであるとの主張について本件出願当時において、目的地までの推奨走行経路を検索する機能やその推奨経路を表示する機能を備えていないナビゲーション装置は、「カーエレクトロニクス 168頁」(乙第6号証)、特開昭57-211510号公報(乙第7号証)、特開昭58-10780号公報(乙第8号証)、及び実願昭57-92866号(実開昭58-195821号)のマイクロフィルム(乙第9号証)にみられ

るように多数存在する。さらに、原告の出願に係る特開昭60-221900号公報(乙第11号証)には、「車両の走行誘導装置」が記載され、走行誘導の機能は、地図上に車両の現在位置を表示することにより達成されるように記載される。原告の出願に係る特開昭60-224022号公報(乙第12号証)にも、的記載がある。これらの公報等における「車両の走行誘導」の概念には、自的地方の入力およびその目的地までの推奨走行経路の検索ならびにその表示機能は、目まれていないのである。このように本件出願当時、ナビゲーション装置ともの推奨経路を表示する機能等を表示する機能やその推奨経路を表示する機能等表示する機能がないととがであった。であって、それ以上に推奨走行経路の検索などの機能がないとしても、車両の走行があった。すりまでができる状態にある。本件発明について、本件明細書中には、当該目の経路を検索し、

本件発明について、本件明細書中には、当該目的地までの経路を検索し、決定した上で、走行の誘導を行う、という機能やそのための具体的な手段の記載は存在しない。本件発明の「ナビゲーション装置」が、目的地までの推奨できる経路を検索し、その経路を表示画面の地図上に表示するものである、との原告の主張は、本件明細書の記載に基づかないものであって、失当である。

原告は、本件明細書に記載されている「走行軌跡」が、「現在位置」から「目的地」までの経路であると主張する。しかし、前述のとおり、走行軌跡とは、現在までに通ってきた経路であり、前方の走行路ではない。

刊行物6発明においては、表示部7に車両走行地域の地図が表示されるとともに、出発地点を入力することによりその地図上に車両の現在位置が表示されるので、その後どの道路を走行すればよいか判断できる。このように刊行物6発明も車両の走行誘導を行うナビゲーション装置である、といい得る。前記のとおり、本件発明が目的地までの推奨できる走行経路を検索、決定して表示することにより走行の誘導を行う機能を有するものと認められない以上、「車両の走行誘導」の点において、本件発明と刊行物6とは異ならない。

(2) 刊行物6発明を「現在位置検出手段の出力を受け、車両の現在位置の周囲に関する上記ナビゲーション装置の道路情報に応じて車両の制御したい各部を予め決められた態様で制御する」ものであるとした認定は、誤りである、との主張について

ア 刊行物6発明が、「現在の走行位置に対応する制御モードを読み出す」ように構成されているとしても、その制御モードを読み出す根拠となる走行環境は、「各区間」ごとに読み出されるのであって、少なくともその「各区間」に入った時点では、その「各区間」内での前方の走行環境に基づいた制御モードが設定される。刊行物6発明が、「現在」の位置に限定された制御を行っている、と断定することはできない。

本件特許請求の範囲には、「車両の走行を誘導するための道路情報を予め記憶するナビゲーション装置」と記載されているだけであり、制御モードの記憶の形態やナビゲーション装置がコントローラを有していること、そのコントローラが制御パターンの変更を判断することなどは、本件発明の構成要件とはなっていない。

イ 原告は、本件発明によれば、ある道路の前方に直線道路とカーブの道路とに分かれる分岐点付近に車が達した場合、分岐点の手前で、すでに変速を禁止することができる、とも主張する。しかし、本件発明が、このような作用を奏することは、本件明細書に一切記載されていないばかりか、本件発明のナビゲーション装置は、経路検索機能を備えるものではないことは前記のとおりであるから、このような変速禁止の作用は生じない。

(3) 刊行物6発明の「コントローラ」は、自動変速機の制御パターンを変更する「変更手段」ではない、との主張について

ア 審決は、刊行物6発明の「車速を制御する車速コントローラ」の制御対象が自動変速機の制御パターンである、と認定しているのではなく、「甲第6号証発明(判決注・刊行物6発明)は、自動変速機の制御パターンを変更することを含むか否か不明である」とした上で、本件発明は「公知発明A」に刊行物6発明を適用することにより当業者が容易に発明をすることができたものである、と判断しているものである。

イ そもそも、本件発明の課題及びその解決手段は、「このように道路状況 に応じた変速制御を行う場合、車両の走行路面の状況を検出して変速制御を行う構 成を採用することが考えられるが、この考えでは、路面状況を検出する多くのセン サを必要として、価格性の点で欠点が生じる。本発明は斯かる点に鑑みてなされたものであり、特に車両の走行を誘導するためのナビゲーション装置があることに着目し、その目的は、上記ナビゲーション装置に予め記憶されている道路情報に基い 自動変速機の車両走行状態に応じた変速制御を補正することにより,多くのセ ンサを要することなく、自動変速機の変速段を車両走行状態に路面状況との双方で もって良好に変速制御することにある。」(甲第2号証2頁3欄7行~19行)と されている。

刊行物6には,「従来のこの種の車両用制御装置にあつては現在の車両 の走行環境を各種センサの検出出力により判定し、この判定結果に基づいて車両各 部の制御を行つていた。しかしながらセンサ出力は一般に誤差が大きくセンサの検 知できない環境要因も多いため走行環境に応じた車両各部の最適制御は困難である という欠点があつた。本発明の目的は現在の走行環境を検出することなく車両各部 を最適状態に制御することが可能な車両用制御装置を提供することにある。」(甲第 8号証1頁左下欄18行~右下欄9行)との記載により、本件発明と共通する技術的 課題及びその解決手段が示されており、公知発明Aにおける各種の走行環境の各種 センサに代えて、ナビゲーション装置の道路情報を用いることが示唆されているの であるから,公知発明Aに刊行物6発明を適用して本件発明のようにすることは当 業者にとって容易に想到することができることであったのである。

審決の、「してみれば、自動的に自動変速機の制御パターンを変更する に必要な道路情報を直接的又は間接的に検出又は知得する手段として「センサ」を 含めて多様なものがあることを示す公知発明Aと、車両の各部を最適に制御するために「センサ」を用いることなく「ナビゲーション装置」を用いた甲第6号証発明とを示す公知文献に接した当業者であれば、公知発明Aへ甲第6号証発明を適用することは、通常着想することができるものと認められる。」(審決書31頁4行~ 13行)との判断に誤りはない。

原告は、「車速コントローラ」が、自動変速機の制御パターンを変更す

「変更手段」でないことは明白である、と主張する。 しかし、本件出願前においては、車速コントローラといえば、エンジン コントロール(アクセル開度)、自動変速機の変速、自動変速機の変速パターン変更等を含む技術であると認識されていたのであり、刊行物 6 に接した当業者は、そこにいう車速コントロールという技術の内容は、エンジンコントロール(アクセル 開度)や、自動変速機の変速や、自動変速機の変速パターン変更等、あるいはそれ らの組合せであるものと認識したのである。

第5 当裁判所の判断

取消事由1(「公知発明A」の創作)について

「これら甲第1号証ないし甲第5号証(判決注・本訴甲第3ない 審決は. し甲第7号証。刊行物1ないし刊行物5。)に記載された発明からみて、本件発明 の出願前に次のような発明(以下,「公知発明A」という。)が公知であると認めることができる。」(審決書17頁8行~11行)とした。そこで「公知発明A」とされているのは、「車両の走行状態を検出する走行状態検出手段と、該走行状態 検出手段で検出した車両の走行状態に応じて自動変速機の変速段を制御する制御手 段とを備えるとともに、車両の現在位置の道路状況を検出するセンサ又は他の目的のセンサ等と、該センサ又は他の目的のセンサ等の出力を受け、車両の現在位置の道路状況に応じて上記制御手段による自動変速機の制御パターンを変更する変更手段とを備えたことを特徴とする自動変速機の制御装置。」(審決書17頁13年~ 18頁2行)である。そして、審決は、その後で、公知発明Aと呼んだ上記装置と 本件発明とを対比して両者の一致点と相違点とを認定した上、相違点について検討 し、この検討の結果に基づき、本件発明には進歩性を認めることができない、とし た。

原告は、審決は、現実には存在しない「公知発明A」を、刊行物1ないし 5に記載された各発明の構成を任意に取捨選択して組み合わせることにより、不当 に創作したものであるから、上記認定は誤りである、と主張する。

(2) ある発明の進歩性が否定されるのは、その発明が特許法29条2項に該当するときに限られる。同項に該当するためには、当該発明が「前項各号に掲げる発 明に基いて容易に発明することができた」ことが必要である。したがって、ある発 明の進歩性の検討に当たって、出発点になるべきものは、同条1項各号のいずれか に該当する発明でなければならない。そこで、ある発明の進歩性を検討するに当たっては、一般に、まず、1項各号のいずれかに該当する発明を認定し、これと問題

とされる発明とを対比して、両発明の一致点と相違点とを認定した上、前者を出発点として、相違点を克服して後者(問題とされる発明)に至ることが当業者にとって容易であったかどうかを検討する、という手法が、合理的なものとして認めてれ、採用されてきている。容易であったかどうかについての上記検討においては、上記出発点となった発明以外の発明であって1項各号のいずれかに該当する発明として用いられる。「公知発明」という用は、一般に、進歩性の有無の判断のために行われる上記作業において用いられる1項各号のいずれかに該当する一つ又は複数の発明を意味するものとして用いられることはない。

明を意味するものとして用いられることはない。
上述したところを前提にすると、(1)に述べた審決の検討方法には、二つの意味で問題があることが明らかである。一つは、1項各号のいずれにも該当しないものを「公知発明」と呼んだことであり、他の一つは、1項各号のいずれにも該当しないものを、格別の検討を加えることなく、進歩性の検討において一般に採用されている手法における公知技術(これは1項各号のいずれかに該当する発明である。)と同視して、これを本件発明と対比するという作業に進んだことである。審決が本件発明の進歩性についての検討において採用した手法には、少なくとも、特に、進歩性の検討において一般に採用されている手法との関係において、問題がある、という限度においては、原告の主張は正当である。

そこで、次に、上記二つの点につき、審決の行ったところを誤りということができるか否か、誤りということができるとして、それが進歩性判断の結論に影響するか否か、につき検討する。

(4) 審決は、「公知発明A」を、1項各号のいずれかに該当する発明そのものであるとはしていないものの、そのような発明と同様に扱うことが許されるとの判断をして、それを前提に論を進めている。このことは、審決が、前述のとおり、「これら甲第1号証ないし甲第5号証(判決注・本訴甲第3ないし甲第7号証。刊行物1ないし刊行物5)に記載された発明からみて、本件発明の出願前に次のような発明(以下、「公知発明A」という。)が公知であると認めることができる。」(審決書17頁8行~11行)とし、その上で、これを本件発明と対比する作業に入っている(審決書24頁9行以下参照)ことから、明らかであることは、上

「公知発明A」が1項各号のいずれにも該当しないものであることは、上述のとおりであるから、1項各号のいずれにも該当しない発明である限り、これを本件発明と対比して進歩性の有無を決めるという手法を採用することはおよそ許されない、ということになれば、審決の採用した手法は、それ自体、誤りという以外にない。しかしながら、特許法29条2項は、1項各号のいずれかに該当する発明に基づいて容易に発明をすることができたことを進歩性を否定するための要件とし

て定めてはいるものの, 同1項各号のいずれかに該当する発明に基づいて容られて容られた。といるできた, といる発明の進歩性を否定する判断は、何ら、そうである発明の進歩性をあり、が、1項各号のいずれかに該当する発明の進歩性をあり、が、1項各号のいずれかに該当する発明のものである判断とした。 からに該当する発明の進歩性をあり、必ずには、からにはないるが、が、のであるであるであるであるである。 からに採用されている手法は、永年の経験にはのが、のでは、そのに対しているものに対しているものに対しているものに対している。というであるには、おいては、おいては、おいては、というであるが、一般にはののであるが、あるというであるが、一般には何らの説明もいるべきがら、採用しているとは異なる手法を採用しての説明もいえない。 は、その限りで論理の飛躍があるものというである。

上述の立場に立って、審決の採用した手法が進歩性判断の目的に照らして

許容される範囲の合理性を有するか否かを検討する。

審決の採用した手法においては、刊行物1ないし刊行物5に記載された発明から「公知発明A」に至り、次に、「公知発明A」から本件発明に至る、との容易性が問われるとになり、一般的に採用されている上記手法によいる場所を明に至ることの容易性のみが問われる場合といる。との容易性のみが問われる場合とまで、一般的に採用されている手法におけるとのなら、「公知発明A」におい過程を経なければならないとして存在する。は、当時のでは、当時のでは、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、

れることがあることからも、明らかというべきである。 (5) 刊行物 1 ないし5 に記載された発明から、「公知発明A」に至ることの容

易さ・困難さの度合いについてみる。

ア 刊行物 1 ないし 5 に、次の内容の発明についての記載があることは、当事者間に争いがない。

刊行物1(甲第3号証)

「特殊なセンサ類も追加せずにECTマイクロコンピュータのプログラム変更だけで登坂路を検出して、変速パターンを自動的に切換える自動変速制御装置に関する発明」(審決書15頁4行~7行)

② 刊行物2(甲第4号証)

「水銀スイッチを坂路検出手段として、自動変速機の変速点を変更するようにしたした(判決注・「ようにした」の誤記と認める。) 自動変速機用変速制御装置に関する発明」(審決書15頁8行~11行)

③ 刊行物3(甲第5号証)

「角速度センサより曲路走行の有無を判定する検出手段の曲路検出信号に応じて変速パターンを補正するようにした自動変速制御装置に関する発明」 (審決書15頁11行~14行)

④ 刊行物4 (甲第6号証)

「ワイパースイッチや雨滴センサを路面摩擦係数の低下を知得する知得手段として、自動変速機の変速点を低 μ 路パターンと高 μ 路パターンに変更させるようにした変速制御装置に関する発明」(審決書15頁15行~19行)

⑤ 刊行物5(甲第7号証)

「車両の傾斜度の検出を不要にし、運転者の操作態様によりエンジンブレーキを必要とする状態が検知されたとき自動変速機の減速比が大きくなるよう

に指令を発するようにした自動車の自動変速機用制御装置に関する発明」(審決書 15頁19行~16頁4行)

イ 刊行物 1 ないし5の上記各記載によれば、刊行物 1 発明ないし刊行物 5 発明は、いずれも、自動車の「自動変速機」の制御装置に関する発明であることが明らかであり、当然に、公知発明Aにいう、「車両の走行状態を検出する走行状態検出手段と、該走行状態検出手段で検出した車両の走行状態に応じて自動変速機の変速段を制御する制御手段とを備える」発明に該当する発明である、ということができる。

上記の刊行物 1 発明の「登坂路を検出」する手段、刊行物 2 発明の「坂路検出手段」、刊行物 3 発明の「曲路走行の有無を判定する検出手段」、刊行物 4 発明の「路面摩擦係数の低下を知得する知得手段」、及び刊行物 5 発明の「エンジンブレーキを必要とする状態」を検知する手段は、いずれも、公知発明 A における「車両の現在位置の道路状況を検出するセンサ又は他の目的のセンサ等」の一態様である、ということができる。

刊行物 1 発明の「変速パターンを自動的に切換える」こと、刊行物 2 発明の「自動変速機の変速点を変更する」こと、刊行物 3 発明の「変速パターンを補正する」こと、刊行物 4 発明の「変速点を低 μ 路パターンと高 μ 路パターンに変更させる」こと、及び刊行物 5 発明の「自動変速機の減速比が大きくなるように」することは、いずれも、公知発明Aにおける「センサ又は他の目的のセンサ等の出力を受け、車両の現在位置の道路状況に応じて上記制御手段により自動変速機の制御パターンを変更する」ことの一態様である、ということができる。

・ ウ 原告は、刊行物1ないし刊行物5にそれぞれ挙げられた「登坂路」、「坂路」、「曲路」、「路面摩擦係数」及び「エンジンブレーキを必要とする状態」のそれぞれを、上位概念である「道路状況」としてとらえることはできない、と主張する。

本件発明の進歩性についての判断において審決が採用した手法は、許されないわけではないことは前述のとおりであるものの、採用するに当たっては、の手法に内在する危険を認識し、その危険が現実化しないように細心の注意を払ら必要がある。そうでないと、問題となる発明はまだ存在するに至っていないに立とを前提に行うべき、当該発明の思考・判断につて、同発明が存在しないことを前提に行うべき、当該発明の方から従来技術をみてきるに当たり、無意識のうちにも、当該発明の方から従来技術をみてきている神象の下にまとめて考察することを忘れて、てきています。これらの下位概念の下にまとなる。というような誤りを犯すことになりかねないからである。しかしながら、上述したところを前提にしても、本件においては、刊行業のないような誤りを犯すことになりかねないからである。しかしながら、上述したところを前提にしてそこから上位概念である。

しかしながら、上述したところを前提にしても、本件においては、刊行物 1 発明ないし刊行物 5 発明の各要素を下位概念としてそこから上位概念である公知発明 A の各要素(その中に「道路状況」も含まれる。)に至ることを、上記危険の現実化したものということは、できないというべきである。

原告の主張は、一方で、自動車の自動変速という事柄の性質を忘れ、他 方で、当業者が有するものとして想定すべき、物事を必要に応じて抽象化して把握

し認識する能力を余りに低く設定するものというべきであり、採用することができ ない。

- 取消事由2(本件発明の認定の誤りあるいは刊行物6発明の認定の誤り)に 2 ついて
- 刊行物6発明が本件発明のナビゲーション装置を備えるとした認定の誤 (1)の主張について

原告は、本件発明の「ナビゲーション装置」は、目的地までの推奨でき る経路を検索し、その経路を表示画面の地図上に表示して運転者にその経路に沿っ た走行を促すものである、と主張する。

しかしながら、本件発明の特許請求の範囲は、前記第2の2のとおりで 「ナビゲーション装置」が何をするものであるかについては、 そこには, 「車両の走行を誘導するための道路情報を予め記憶するナビゲーション装置」 「現在位置検出手段の出力を受け、車両の現在位置の周囲に関する上記ナビゲ ョン装置の道路情報に応じて上記制御手段による自動変速機の制御パターンを変更 する」との記載があるのみであり、原告の主張するような、経路検索機能を有する との記載はない。

原告は、ここにいう「車両の走行を誘導」とは、使用者が目的地を入力 ナビゲーション装置がその目的地までの推奨できる経路を検索し、その 経路を表示画面の地図上に表示して運転者にその経路に沿った走行を促すことであ る、と主張する。

しかしながら,乙第11号証によれば,特開昭60-221900号公 報(昭和59年出願)には、「車両の走行誘導装置」という名称の発明について、 「車両現在位置演算部3によって車両の現在位置Poが演算され、該車両の現在位置 Poに対応する地図Mが、記憶部7の地図記憶装置8から読み出されて表示装置1の 表示画面1aに表示されるとともに、該表示画面1aに表示された地図M上に上記 車両の現在位置 Poが表示され、該地図Mと車両現在位置 Poとの照合により車両の 走行誘導が行われる。」(3頁左上欄15行~右上欄2行)との記載があること、 同公報中には、推奨走行経路の検索やその表示の機能を有する旨の記載はないこと、が認められる。上記公報の上記記載状況によれば、同公報記載の「車両の走行 誘導装置」という名称の発明は、推奨走行経路の検索やその表示をすることなく、 車両の現在位置に対応する地図を車両の現在位置とともに表示することによって、 車両の走行誘導を行うものであるということができる。

乙第7,8号証によれば,特開昭57-211510号公報(昭和56 「車載用ナビゲータ」という名称の発明について、「車両の走行距 離を検出する距離検出手段と,車両の進行方向を検出する方向検出手段と,前記距 離検出手段と方向検出手段からの信号に基づいて車両の走行に対する現在位置を演 算する演算手段と、この演算手段からの信号に基づいて現在位置を道路地図の表示 面上に表示する表示手段とを備えた車載用ナビゲータ」(乙第7号証特許請求の範 「本発明は車両の現在位置を道路地図の表示面上に表示する車載用ナビゲー タに関するものである。」(同号証1頁左下欄18行~19行)との記載があるこ 特開昭58-10780号公報(昭和56年出願)には「車載用ナビゲータ」 という名称の発明について「車両の走行地区の道路地図を表示させるための地図デ 一タを記憶している記憶手段と、複数の画素にて構成される表示面を有する表示手段と、前記記憶手段から地図データを読出し前記表示手段に表示面上の画素を用いて道路地図を表示させ、車両の走行に対する現在位置情報を得るとともにこの情報 による現在位置を前記表示面上の道路地図表示に複数画素を用いた所定周期の点滅 にて付加表示させる制御手段とを備える車載用ナビゲータ。」(乙第8号証特許請 求の範囲)との記載があること、これらの各公報中には、推奨走行経路の検索やそ の表示の機能を有する旨の記載はないこと、が認められる。上記各公報中の「車載 用ナビゲータ」は、「車両の現在位置を道路地図の表示面上に表示する」ものであ るから、上記特開昭60-221900号公報(乙第11号証)について認定したところによれば、車両の走行を誘導するものであるということができる。「ナビゲータ」の語は、「ナビゲーション装置」の語と同義であることは、当裁判所に顕著 である。そうすると,これらの公報に記載された発明も,推奨走行経路の検索やそ の表示をすることなく、車両の現在位置に対応する地図を車両の現在位置とともに 表示することによって、車両の走行誘導を行うものであるということができる。 このように、本件出願当時(昭和61年)、推奨走行経路の検索やその

表示をすることなく、車両の現在位置に対応する地図を車両の現在位置とともに表

示することによって、車両の走行を誘導するナビゲーション装置が、比較的近い時期に出願され公開された公知例として複数存在していたのであるから、本件発明の特許請求の範囲の「車両の走行を誘導する」との記載自体から、使用者が目的地を入力したとき、ナビゲーション装置がその目的地までの推奨できる経路を検索し、その経路を表示画面の地図上に表示して運転者にその経路に沿った走行を促すことを意味する、と解することができないことは明らかである。

原告の上記主張は、特許請求の範囲の記載に基づかないものであるというほかない。

原告は、本件明細書の発明の詳細な説明中に、目的地への経路を検索する機能を有するナビゲーション装置についての記載がある、と主張する。

本件明細書中には、「CPU51は、現在位置認識装置65で検出した車両の現在位置と、操作スイッチ55で設定された目的地とを含む道路情報をRAM52から読出すと共に、車両の走行軌跡を演算記憶して、これらを上記表示制回路67に出力して表示器66にこれら道路情報を表示する機能を有している手間の明第2号証3頁5欄39行ないし44行)、「車両の目的地を操作スイッチ55で設定した後は、この目的地への走行過程で、車両の現在位置周りの地図や走行軌跡等がナビゲーション装置50の表示器66に表示されて、目的地への車両走行が高いしたがら、ここには、車両の現在位置を検出すること、目的地を設定軌跡をあることが個別に記載されているだけであって、経路検索を行うこと、車両の走行軌跡を演算記憶すること、車両の現在位置周りの地図や走行軌跡等を表示することが個別に記載されているだけであって、経路検索を行うことも記載されることが個別に記載されているだけであって、経路検索を行うことも記載されることがの解路を表示することも記載されていない

以上のとおり、本件明細書中の発明に詳細な説明中にも、経路検索機能を有するナビゲーション装置についてが記載があると認めることはできない。

原告の主張は採用することができない。 イ 甲第8号証によれば、刊行物6には、「加算器8は・・・車両の現在位置を示す現在位置信号100を出力する。また10は車両の走行地域の地図等の表示情報・・・が走行路の各位置に対応して記憶されている外部メモリであり、・・・表示部7に走行地域の地図を描出させる」(2頁左上欄14行~右上欄19行)、「車両の現在位置P1、P2……を示す現在位置信号を・・・表示部7に出力する。」(3頁左上欄2行~4行)との各記載があることが認められる。上に出力する。」(3頁左上欄2行~4行)との各記載があることが認められる。上記認定の刊行物6の記載によれば、刊行物6発明は、車両の現在位置とともに表示するものであり、地図と現在位置を表示するるとのみによっても車両の誘導が行われることは前記のとおりであるから、刊行物6発明のよっても車両の誘導が行われることは前記のとおりであるから、刊行物6発明の外部メモリは本件発明の「車両の走行を誘導するための道路す るための道路情報を予め記憶するナビゲーション装置」に相当するということができる。

ウ 以上のとおりであるから、「甲第6号証(判決注・本訴甲第8号証)に記載の・・・「車両の走行地域の地図等の表示情報を予め格納している外部メモリ」は、・・・本件発明の・・・「車両の走行を誘導するための道路情報を予め記憶するナビゲーション装置」に相当する。」(審決書21頁19行~22頁8行)とした審決の認定には、誤りはないということができる。

(2) 刊行物 6 発明が「現在位置検出手段の出力を受け、車両の現在位置の周囲に関する上記ナビゲーション装置の道路情報に応じて車両の制御したい各部を予め

決められた態様で制御する」とした認定の誤り、の主張について

ア 原告は、刊行物6発明の外部メモリに記憶されるのは、車両の現在の走行位置に対応する「制御モード」であって、本件発明における車両の現在位置の周囲に関する「道路情報」ではない、と主張する。 甲第8号証によれば、刊行物6には、「また10は車両の走行地域の地

「また10は車両の走行地域の地 図等の表示情報及び走行環境、即ち走行路の各区間における制限速度、道路状態 (舗装状態), あるいは工場地帯, 見通しが悪い山岳部等の外部環境に応じて車両 各部を最適制御するための制御モードが走行路の各位置に対応して記憶されている 外部メモリであり」(2頁左上欄18行~右上欄3行)との記載があることが認め られる。この記載によれば、刊行物6発明の「外部メモリ10」は、車両の走行地 域の走行環境に応じて車両各部を最適制御するための制御モードを記憶するもので あり、「制御モード」は走行環境に応じて定まるものであるから、制御モードを記 憶することと走行環境を記憶することとの間に違いはない。刊行物6中に「外部メモリは・・・予め走行環境、制御モード等を記録した形式で提供するようにしてもよい」(甲第8号証2頁右上欄5行~8行)との記載があることからも、刊行物6 発明は、外部メモリ10の記憶対象として、走行環境とそれに応じて定まる制御モ ードとを同列に扱っているということができる。したがって、刊行物 6 発明の外部 「走行環境」を記憶するものということができる。上記認定によれ メモリ10は. ば、刊行物6発明における「走行環境」とは「走行路の各区間における制限速度、 道路状態 (舗装状態) あるいは工場地帯、見通しが悪い山岳部等の外部環境」のことであるから、本件発明にいう「道路情報」と同じである。そして、刊行物 6 発明は、走行環境を「走行路の各区間」において記憶しており、車両の現在位置はそ の「各区間」のうちの一点にすぎない。

そうすると、「走行路の各区間」において「走行環境」を記憶することは、「車両の現在位置の周囲に関する道路情報」を記憶することにほかならない、というべきである。刊行物6記載の「車両各部を最適制御する」ことは、「車両の制御したい各部を予め決められた態様で制御する」ことと同じである。

以上のとおりであるから、刊行物6発明は、「現在位置検出手段の出力を受け、車両の現在位置の周囲に関する上記ナビゲーション装置の道路情報に応じ

て車両の制御したい各部を予め決められた態様で制御する」(審決書23頁14行 ~18行)ものであるとした審決の認定に誤りはない、ということができる。

では、ある道路の前方に直線道路と左にカーブする道路に分かれる分岐点がある場合を想定し、本件発明によれば、車両がカーブ路を選択することを、あらかじめ車両自体が認識しているため、分岐点の手前で、すでに変速を禁止することができる、と主張する。しかし、本件発明が経路検索を行うものであるとは認められないことは、前記(1)で説示したとおりである。経路検索を行わない以上、本件発明において、車両の変速制御の基となる「車両の現在位置の周囲に関する上記十ビゲーション装置の道路情報」とは、現在位置の周囲(車両の変速制御を行うのに、現在位置より後方の情報は不要であるから、「周囲」とは、「現在位置の前方」の意味である。)の道路情報をいい、分岐点がある場合に、運転者がこれから走行をすること予定している道路の道路情報に限定されない、と解するのが相当である。

原告の主張は、本件発明が経路検索・経路誘導を行うものであることを 前提とした主張であり、この前提が誤りであることは、前に述べたとおりである。 原告の主張は採用することができない。

(3) 刊行物 6 発明の「コントローラ」が自動変速機の制御パターンを変更する「変更手段」ではない、との主張について

ア 原告は、刊行物6には、車両の現在位置の道路状況に応じて制御手段による自動変速機の制御パターンを変更する「変更手段」は、まったく開示されてい

ない、として、公知発明Aに刊行物6発明を適用することは容易でない、と主張する。

甲第8号証によれば、刊行物6には、「従来この種の車両用制御装置にあては現在の車両の走行環境を各種センサの検出力により判定し、この判誤を経済でいて車両各部の制御を行つていた。しかしながらセンサ出力は一般に設施が大きくセンサの検知できない環境要因も多いため走行環境に応じた車両各部の出版を表述の目的は現在の走行環境を検出することなく車両各部を最適状態に制御することがの各区間における制限速度に応じた車両を接供することにある。」(1頁左下欄19行)、「10は車両の走行環境を検出するとにある。」(1頁左下欄19行本右下欄9行)、「10は車両の走行地域の表示情報及びたけ、即ち走行路の各区間における制限速度に応されている、(100番を最適制御手一ドが走行路の各区間における制御を表述があるの外部よれば、100番を表述があるのの欠点に当たり、それに代わるものとして、「17物6発明が道路情報を記憶した上、それに代わるものとして、「17物6発明が道路情報を記憶の各区間における道路情報を記憶しておき(刊行物6発明が道路情報を記憶の各区間における道路情報を記憶しておき。)、車両の現在の走行位置に対応る道路情報を得るものであるということができる。

公知発明Aにおける「車両の現在位置の道路状況」,例えば、刊行物1発明における,「道路情報」とは現在走行中の道路が登坂路であるかどうか,というような種類のことをセンサにより検出する場合には、刊行物1に「所定のスロットル開度以上で走行中に一定の減速率を越える車速低下が検出されたときは」(甲第3号証の特許請求の範囲)とあることからも分かるように,走行実績に基づいて登坂路であるかどうかを判定するのであるから,現在走行中の道路であっても,現在位置よりも先の道路についての情報を得ることは困難である。現在位置まではりせてあった道路が,現在位置から先では登坂路となっていたり,その逆であったりすることはよくあることであるから,このような場合に,現在位置から先の道路情報を得ることができれば有用であることは自明のことである。

であった追ばが、現在位置かられては豆坂崎となっていたり、ての足との方にりすることはよくあることであるから、このような場合に、現在位置から先の道路情報を得ることができれば有用であることは自明のことである。このような、現在位置から先の道路情報が刊行物6に記載された「センサの検知できない環境要因」に相当することは疑い得ないことであり、そのような情報を「ナビゲーション装置」に記憶させ、そこから得ることを開示する刊行物6発明を公知発明Aに適用することは、極めて自然なことを開示する刊行物6あるかどうかといったような種類の情報は、道路により定まる固定的な情報であるから、上記の適用は容易であり、あらかじめ記憶しておくことが可能な情報であるから、上記の適用は容易であるというべきである。

イ 原告は、公知発明Aに刊行物6発明を適用することを困難とする事情として、刊行物6に、自動変速機の制御パターンを変更する「変更手段」が開示されていないことを挙げる。

しかしながら、公知発明Aに刊行物6発明を適用することが容易であるとされるのは、刊行物6発明が「ナビゲーション装置」を備え、その「ナビゲーション装置」により、現在位置を含む区間の道路情報を得るという技術思想に基づく発明であること、公知発明Aにおける車両の現在位置の道路状況」(例えば、刊行物1発明でいえば、登坂路であるかどうか)の中には、あらかじめ記憶しておくことのできない情報もあるものの、あらかじめ記憶おくことのできる情報もあることによるものであって、問題とされる個々の制御対象や制御内容が何であるかは、一切関係がないことというべきである。

以上のとおりであるから、原告主張の審決取消事由は、いずれも理由がなく、その他にも、審決の認定判断に、その結論に影響を及ぼす瑕疵は見当たらない。そこで、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 山 下 和 明

裁判官 阿部正幸

裁判官 高瀬順久